

環境物品等の調達を円滑にするための方針

令和2年4月
独立行政法人国際交流基金

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を円滑にするための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また平成20年3月28日に全部改定された京都議定書目標達成計画等も十分考慮しながら環境物品等の調達を行うこととする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙 塗工されていない印刷 用紙 塗工されている印刷用 紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	----------------------------------

鉛筆	
スタンプ台	
朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー (汎用型)	
ステープラー (汎用型以外)	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ (本体)	
事務用修正具 (テープ)	
事務用修正具 (液状)	
クラフトテープ	
粘着テープ (布粘着)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット (玉)	
マグネット (バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	
鉛筆削 (手動)	
OAクリーナー (ウェットタイプ)	
OAクリーナー	

(液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター (枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり (液状) (補充用を含む。) のり (澱粉のり) (補充用を含む。) のり (固形) (補充用を含む。) のり (テープ) ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム (台紙を含む。) つづりひも カードケース 事務用封筒 (紙製) 窓付き封筒 (紙製) けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム	
---	--

黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機(手動) 名札(机上用) 名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ(フックを含む。) チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ	令和2年度に購入する物品及び令和2年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
---	--

インクカートリッジ	
-----------	--

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和2年度に購入する物品及び令和2年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
--	--

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一時電池又は小形充電式電池	令和2年度に購入する物品及び令和2年度より新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とし、全体としての調達目標も100%とする。
---	--

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------------------	--------------------------

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫は基準値1を満たすものとする。)
---	--

※判断の基準のうち、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」と設定する。

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖 房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 (エアコンディショナー(業務用のみ)は基準値1 を満たすものを調達する。)
---	--

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯 器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
--	----------------------------------

11. 照明

LED 照明器具 LED を光源とした内照 式表示灯 蛍光ランプ(大きさの区 分 40 形直管蛍光ランプ) 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 (投光器と防犯灯を除く LED 照明器具は基準値 1 を満たすものとする。)
---	---

12. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

13. 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は10 0%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際 の判断基準は、基本方針の判断基準に加え、再生ポ リエステル、未利用繊維及び反毛繊維の合計重量が 製品全体重量比で50%以上であることとする。
----------------------	---

14. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペッ ト 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

15. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

16. プラスチック製ごみ袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18. 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	調達予定なし。
---	---------

19. 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断	調達予定なし。
印刷 食堂	印刷については、調達目標は100%とする。食堂は施設内にないため、該当なし。
自動車専用タイヤ更生	調達予定なし。

自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理 植採管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 庁舎管理又は清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、その調達目標は100%とする。植栽管理は調達予定なし。
輸配送 旅客輸送（自動車） 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送	調達予定なし。
会議運営	調達目標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

Ⅱ. 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. ラベルライター用テープカートリッジを調達する場合は、再生プラスチックが製品のプラスチック重量の50%以上使用されているものを100%調達する。
2. 上記のほか環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 基金内に、環境物品等の調達のための推進体制を引き続き設ける。（別紙）
2. 本調達方針は基金全体を対象とする。ただし、京都支部については、事務所としての規模が非常に小さく一律の調達は難しいため対象から除外する。

また、諸外国に設置されている事務所における調達に関しては、多くの国・地域において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律が規定する基準に適合した環境物品等が存在しない等、そもそも右物品等の調達が不可能ないし極めて困難な状況にあるため対象外とする。なお、任国の実情に応じて可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 全ての木材及び木材製品が原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月作成)に準拠して行うよう努める。
8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
9. 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション2.1(環境活動評価プログラム)等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するよう努める。
10. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部会計課とする。

独立行政法人国際交流基金グリーン調達推進体制概要図

推進本部

本部長：担当理事
副本部長：経理部長
本部長員：総務部長
企画部長
文化事業部長
映像事業部長
日本語第1事業部長
日本語第2事業部長
日本語試験センター事務局長
日本研究・知的交流部長
アジアセンター部長
日米センター事務局長
日中交流センター事務局長
コミュニケーションセンター部長
日本語国際センター副所長
関西国際センター副所長

事務局

事務局長：会計課長
副事務局長：総務課長
事務局員：日本語国際センター職員
関西国際センター職員
会計課職員

グリーン調達推進員：各課予算担当者

